

／新耐震木造も対象になりました／

# 耐震の助成金を増額しました！

## ～建築物耐震補強等助成制度～

### 1 耐震補強工事の助成限度額の増額

木造住宅

300万円 → 330万円  
(簡易補強工事 150万円 → 165万円)

非木造住宅

300万円 → 330万円

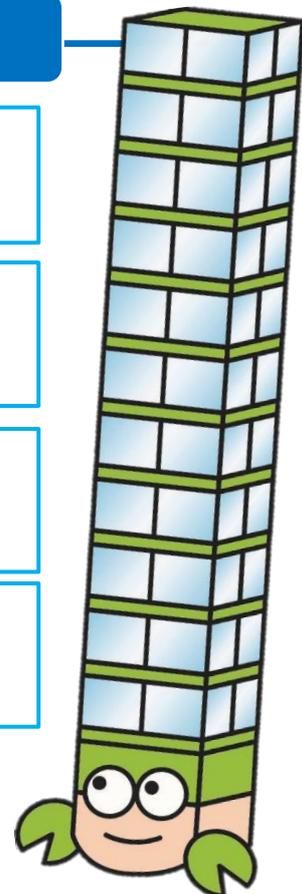
賃貸  
マンション

1,500万円 → 1,650万円

分譲  
マンション

3,000万円 → 3,300万円

- 緊急輸送道路沿道等建築物の耐震補強工事の助成限度額も同様に増額しました。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の助成単価を引き上げました。詳しくはお問い合わせください。



### 2 新耐震基準の木造建築物の対象追加

対象

旧耐震基準  
～昭和56年5月31日

対象  
追加

新耐震基準  
昭和56年6月1日～  
平成12年5月31日

対象外

2000年基準  
(現行の耐震基準)  
平成12年6月1日～

平成12年5月31日までに工事着手している新耐震基準の木造建築物も助成対象に追加しました。

- 助成対象は木造2階建て以下の在来軸組工法に限ります。
- 助成内容は旧耐震基準の木造建築物と同様です。

問い合わせ先

中央区 都市整備部 建築課 耐震化推進係

☎ 03-3546-5459

受付時間 8:30～12:00・13:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

